

公立鳥取環境大学チューター（指導教員）規程

平成25年7月8日
鳥取環境大学規程第34号

（目的）

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学の学生が有意義な、かつ充実した学生生活を送るため、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則第2条第2項で規定する教員（以下「教員」という。）が教育活動の一環として学生と常に接触することにより、勉学・研究活動を始めとする学生生活全般に関し個別に相談に応じ、適切な助言、指導していくチューターに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（チューターの配置）

第2条 チューターは、学生ごとに配置するものとし、選任は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）1年から2年まで 2年間を通じて担当する教員を学部において選任する。
- （2）3年から4年まで プロジェクト研究の担当教員をもって充てる。

（チューターの役割）

第3条 チューターは、教育活動の一環であることを認識し、主として次のことを行う。

- （1）担当する学生に勉学や就職上の指導を行うとともに、必要に応じて個別に相談に応じ、助言等を行う。
- （2）前号に掲げるもののほか、担当する学生の生活全般の相談に個別に応じ、適宜適切な助言等を行う。
- （3）その他第1条の目的達成に必要と思われる事項に努める。

（関係機関との連携）

第4条 チューターは、前条の役割を行うに当たっては、必要に応じて関係する教育研究組織の長又は学務課長との連携のもとに、必要な対応を行うものとする。

（学生個人に係る情報の保護）

第5条 チューターは、相談に応じて得た学生個人に係る情報の保護に努めるとともに、知り得た学生個人に係る情報を関係者以外に漏らし、又は私事に利用してはならない。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、この運用に関し必要な事項は、学生生活・就職委員会が別に定める。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月8日から施行する。
- 2 当面の間、学長が必要と認める場合は、公立大学法人鳥取環境大学特別任用教員規程第2

条第1項で規定する特別任用教員（以下「特別任用教員」という。）をチューターに充てることができる。この場合、特別任用教員はこの規程で定める教員と同様に取り扱うものとする。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。